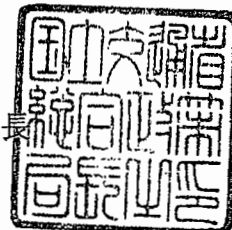


国総入企第17号

平成16年8月3日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省総合政策局長



消費税法の改正に伴う円滑かつ適正な転嫁について

消費税の導入に際しては、昭和63年12月26日付け建設省経構発第13号及び平成元年2月8日付け建設省経構発第2号により、消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に際しては、平成9年3月24日付け建設省経入企発第1号により、建設業に係る消費税の取扱いにつき留意すべき事項を通知したところである。

平成15年3月に所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）が公布され、平成16年4月1日以後に開始する課税期間（個人事業者については平成17年分、事業年度が1年である法人については平成17年3月期決算期）から、事業者免税点制度の適用上限が3千万円から1千万円に引き下げられることとされた。

これに伴い、今回の改正への円滑かつ適正な対応を図るため、下記の点に留意するとともに、貴会傘下建設業者に対し、指導方願います。

記

- 1 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、消費一般に負担を求める税であり、消費者がその最終的な負担者となることが予定されている間接税である。したがって、事業者は消費税等を円滑かつ適正に転嫁する必要があること。
- 2 消費税等は、取引の各段階に課されるものであることに鑑み、下請契約、資材購入等において、いやしくも自己の取引上の地位の不当利用に当たるような行為を行わず、消費税等分を適正に上乗せした契約を締結し、転嫁を受け入れること。
- 3 免税事業者については、消費税等分を別途受け取ることは税法上予定されていないが、仕入れに含まれる消費税等分を転嫁することは適切な対応といえること。